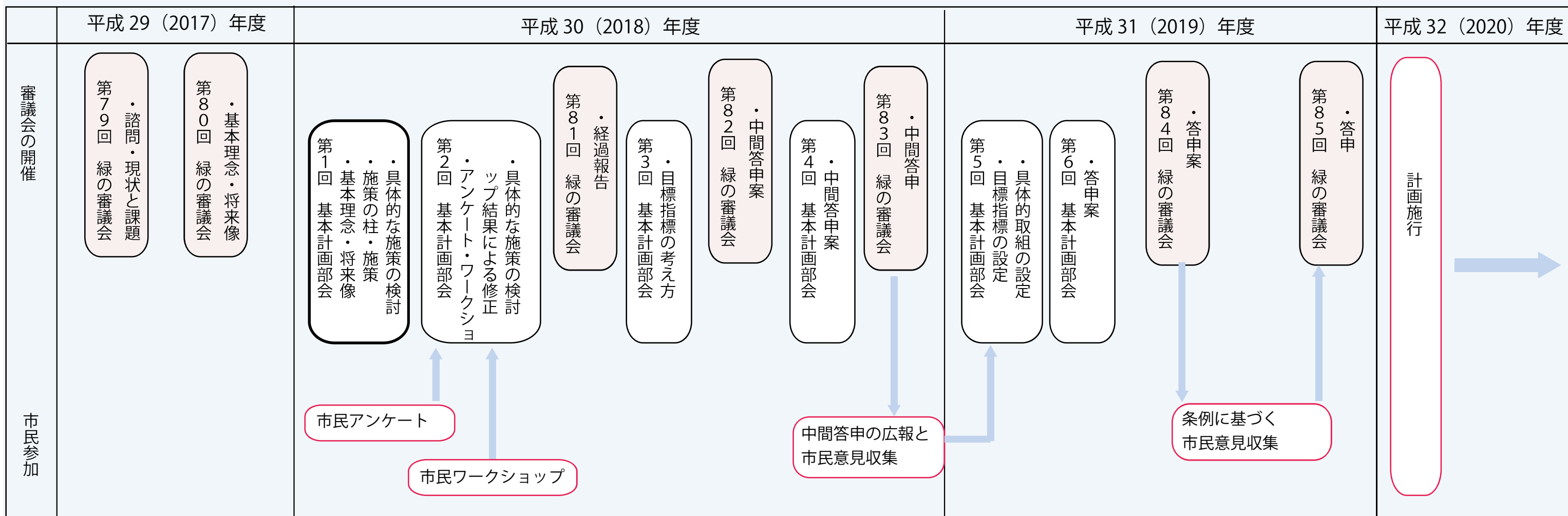


■第4次札幌市みどりの基本計画策定の進め方



■第4次札幌市みどりの基本計画策定の項目と構成

○都市緑地法第4条第2項に定められた緑の基本計画に定める項目

必ず定める事項

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標
- (2) 緑地の保全及び緑化の目標の推進のための施策

必要に応じ定める事項

- (1) 都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- (2) 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- (3) 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- (4) 保全配慮地区並びに当該区域における緑地の保全に関する事項
- (5) 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- (6) 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

○第4次札幌市みどりの基本計画の紙面構成と項目(案)

市民にわかりやすい構成とする。

- (1) 計画の位置づけ(計画の対象・期間・関連計画との体系など)
- (2) みどりを取り巻く現状と課題
- (3) これからの札幌のみどりの基本理念と将来像
- (4) みどりの保全と緑化の目標
- (5) みどりの施策の柱と方向性
- (6) 推進にあたっての施策
- (7) 市民、企業、行政の役割と進捗管理
- (8) 具体的取組